監査結果に関する措置状況報告書

報　告　番　号：報告監５の第８号

監 査 の 対 象：令和４年度監査委員監査（住まい情報センター管理運営システム及び道路橋梁総合管理システムにおける情報セキュリティ対策に係る事務）

所　管　所　属：都市整備局

通知を受けた日：令和５年４月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 （予定日）
1	情報セキュリティ実施手順の整備について是正及び改善を求めたもの 住まい情報センター管理運営システムの実施手順の作成、見直しの状況について確認したところ、次の状況が生じていた。 ■ 当該システムの実施手順は、平成16年３月24日に作成されており、その見直し、変更は業務管理を担う住宅政策課長が行うこととされている。 ■　改定状況を確認したところ、当該システムの実施手順の最終改定は平成25年８月30日であり、大阪市情報セキュリティ対策基準がそれ以降に複数回改定されている（直近の改定は令和４年４月１日）にもかかわらず実施手順が改定されておらず、現状との不整合や、大阪市情報セキュリティ対策基準に準拠していない項目がある。 ■　当該システムの実施手順と現在の運用に不整合が見られる項目がある。 【指摘事項】 １．都市整備局は、当該システムの実施手順について、本市ポリシーに準拠し、かつ現在のシステム運用に則した内容となるよう改定されたい。 ２．都市整備局は、実施手順の定期的な点検・見直しの重要性や必要性を理解し、当該システムの実施手順の改正漏れを防ぐ仕組みを構築されたい。	【１】 実施手順の改定案を令和４年12月に作成し、デジタル統括室との協議を経て、令和５年１月30日付けで改定を行った。 【２】 実施手順の改正漏れを防ぐため、本市ポリシー改定時には必ず改定の必要性を判断して決裁または供覧を行うこととするとともに、デジタル統括室からの「情報セキュリティ検査」実施指示の時期に合わせて実施手順の内容について点検を行い、その点検結果について決裁を行うこととし、これらの手続方法について明文化した。また、確実にこの手続が継続されるよう引継文書に添付することとした。	措置済 措置済	令和５年１月30日 令和５年１月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 （予定日）
２	情報システム室への端末機等の持込みの管理について是正を求めたもの 情報システム室への端末機等の持込みの状況について確認したところ、次のような状況が生じていた。 ■　当該システムの保守業務を委託している委託事業者が、保守業務に必要となる端末機等を情報システム室に持ち込む場合がある。 ■　情報システム室への入退室を管理している指定管理者は、来館者の事務室への入退室を管理している入退受付票及び情報システム室への入退室を管理しているサーバー室入室許可管理簿により委託事業者の入退室を確認している。 ■　しかし、情報システム室への端末機等の持込みに関しては、入室に際して口頭での申告を受けているものの、書面による記録は行っていない。 【指摘事項】 都市整備局は、当該システムの情報システム室への端末機等の持込みについて、事前に入退室受付票やサーバー室入室許可管理簿等に記載させる等により、持ち込まれる端末機等の管理を行われたい。	令和５年１月30日付けで策定した大阪市立住まい情報センター情報システム室入退室管理要領において、情報システム室入室許可管理簿に端末機持込の有無についての記載項目を設定することにより、持ち込まれる端末機等の管理を行うよう改めた。	措置済	令和５年１月30日
３	アクセスログの分析について是正を求めたもの アクセスログの取得状況及び必要な分析結果の提出状況について確認したところ、次のような状況が生じていた。 ■　住まい情報センター所長がサーバのアクセスログを障害等の発生時に取得し確認しているが、そもそも当該システム専用端末へのログインには、職員ごとにＩＤを付与せず、ユーザ共用ＩＤを使用しており、個人のログイン状況を確認できない。 ■　サブシステムである相談対応サブシステム及び図書検索システムは、アクセスログが記録される仕様となっておらず、サブシステムごとのアクセスログは確認できない状況となっている。 ■　住宅政策課長は、住まい情報センター所長に対して必要な分析結果の提出を求めておらず、アクセスログの確認を行っていない。 【指摘事項】 １．都市整備局は、当該システムについて、職員ごとのアクセスログが確認できるように、専用端末機へのログインを個人ＩＤに改められたい。 ２．都市整備局は、当該システムのサブシステムについて、職員ごとのアクセスログを確認するかにつき、関係所属と調整し、調整の結果に応じた運用とされたい。 ３．都市整備局は、当該システムへの侵害及びその兆候を発見するために、アクセスログの分析結果を確認できる仕組みを構築されたい。	【１】 システムの専用端末機へのログインを個人ＩＤに改めて設定を行った。 （令和５年１月27日　設定完了確認） 【２】 サブシステムにおけるアクセスログの確認方法について、デジタル統括室と調整を行った結果、上記【１】の対応により、専用端末機へのアクセスログの確認をもってサブシステムへのアクセスログを確認することが可能と判明したことから、専用端末機へのログインには個人ＩＤを利用するよう実施手順に定めた。 【３】 業務管理者は、必要時にアクセスログの分析を行えるよう、アクセスログを１年間保管することとし、その旨を実施手順に定めた。	措置済 措置済 措置済	令和５年１月27日 令和５年１月30日 令和５年１月30日